●海外旅行保険の補償内容

対象となる海外旅行

旅行中に利用するために航空機の料金をゆめカードでクレジット決済した海外旅行

1.保険責任期間

海外旅行保険の責任期間は、航空機の料金をゆめカードでクレジット決済したとき以降の旅行期間(日本を出国する以前にクレジット決済した場合は日本を出国した日、日本を出国した後に航空機の料金をクレジット決済した場合には航空機の料金をクレジット決済した日から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)となります。 ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間が補償の限度となります。

2.補償内容

補償項目		保険金額	免責金額
傷害死亡·後遺障害	(疾病が原因のものは対象外)	5,000万円	_
傷害治療費用	(1事故の限度額)	300万円	_
疾病治療費用	(1疾病の限度額)	300万円	_
賠償責任	(1事故の限度額)	3,000万円	_
携行品	(1旅行かつ年間限度額)	30万円	3,000円
救援者費用等	(年間限度額)	200万円	_

◆傷害

※責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に 入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

補償	傷害			
項目	死亡	後遺障害	治療費用	
保険金をお支払いする場合	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故に よるケガにより、事故の発生の日からその日 を含めて180日以内に死亡された場合(事故 によりただちに死亡された場合を含みます。)	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故に よるケガにより、事故の発生の日からその日 を含めて180日以内に身体に後遺障害が生 じた場合	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合	
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	(後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4~100% ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算し て傷害後遺障害保険金額が限度となります。	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費 《入院のため必要になった。. 国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガについて、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	

保険金をお支

払

ない 主 一な場合

①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く)

③放射線照射、放射能汚染

④無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ

⑤けんかや自殺行為、犯罪行為

⑥脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ

の責任期間開始前または終了後に発生したとうが ⑦責任期間開始前または終了後に発生したケガ ⑧ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・ 試運転等の危険な運動を行っている間のケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

●海外旅行保険の補償内容

◆疾病·賠償責任

※責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に 入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

補償	疾病	Pt Me 車 / r
項目	治療費用	賠償責任
保険金をお支払いする場合	①保険責任開始後に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。) ②責任期間中に感染した特定の感染症(注)により、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(注)特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類・二類・三類・四類感染症、政令によりそれらと同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(治療を開始された時点において規定する感染症)	責任期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害(注)を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)・レンタル会社より被保険者が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害
お支払いする保険金	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③入院のため必要になった。。国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回の病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	損害賠償金の額 ・1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ・損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め保険会社にご相談ください。 ・損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
保険金をお支払いしない主な場合	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑤妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ⑥歯科疾病 ⑦責任期間開始前に発病した病気 ⑧ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した。山病 ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③職務遂行に関する(仕事上の)損害賠償責任 ④親族に対する賠償責任 ⑤所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ⑥被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶(ヨット、水上オートバイを除く)、車両(レンタカーを含み、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除く)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

●海外旅行保険の補償内容

◆携行品損害·救援者費用

※責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に 入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

補償項目	携行品損害	救援者費用
保険金をお支払いする場合	責任期間中に携行品(注)が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 (注)携行品とは保険の対象となる方が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、現金・クレジットカード・電子マネー・商品券等、義歯・コンタクトレンズ、設計書・帳簿等の書類、データ・ソフトウエア等の無体物、仕事のためだけに使用するもの、サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。	①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや責任期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で責任期間中に死亡された場合 ④責任期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤責任期間中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等
お支払いする保険金	携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として 損害額(注)を支払います。 (注)損害額とは損害が生じた携行品の修繕費と時価額(再取得価額(保険の対象 と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額) から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額(のいず れか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券につ いては再取得費用(現地にて負担した場合に限り、交通費、宿泊施設の客室料も 含む)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故 の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。	被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)
保険金をお支払いしない主な場合	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③すり傷、かき傷または塗料の剥れなど単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ④保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ⑤携行品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。) ⑥差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査・での錠の破壊を除く。) ⑦無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ⑧ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑤歯科疾病 ⑥ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等 のピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病 ⑧むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑨無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。